

肢体不自由教育

I 具体的な改訂事項

※ 新設事項 太字変更・追加 重要

1 第1章 総 則

(第1章第2節第1款の3 高等部学習指導要領 96 ページ)

体育・健康に関する指導	改訂のポイント, 補足・説明【説明会資料 p 24~p 27】
3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより家庭科、特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。(略)	・ 肢体不自由教育にとって極めて大事である。 ・ 障害者スポーツなどに取り入れている内容を、積極的に組むべきでないか、もっと体育科の教科を強化してほしい。 ・ 安全に関する指導では、骨折、事故等が絶えず身近にある。 (研修を積みながら充実を図ってもらいたい。)

(第1章第2節第1款の4 高等部学習指導要領 96 ページ)

自立活動の指導	改訂のポイント, 補足・説明【説明会資料 p 35~p 36】
4 学校における自立活動の指導は、障害による※学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動(知的障害者・各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動)と密接な関連を保ち、個々の生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。	・ 学校における自立活動の指導は「自立し社会参加する資質を養うため」に行うことを明確にしている。 ・ 自立活動の指導は特設された自立活動の時間はもちろん、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動(知的障害者を教育する特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動)の指導を通じて適切に行わなければならない。 ・ 自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要がある。 ※ 「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

(第1章第2節第1款の5 高等部学習指導要領 96 ページ)

就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導	改訂のポイント, 補足・説明【説明会資料 p 36~p 38】
5 学校においては、生徒の障害の状態、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊	・ 今回の改訂において従前と同様、「就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導」を適切に行うこととし、それらを通じて、「勤労の尊さ」、「創造するよろこび」の体得、「望ましい勤労観、

さや創造することの喜びを体得させ望ましい**勤労観、職業観の育成**や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵養を図るべきことを示している。

- ・ 就業体験（インターンシップ）については、中央教育審議会答申（平成20年1月）において、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動を通じた体系的な指導を推進することが提言されている。

- ・ 肢体不自由教育では、就業体験が弱いと言われているので、早い時期からこの勤労観・職業観を育てていくことが大事である。

2 第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

第3 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等
（第1章第2節第2款の7 高等部学習指導要領 103 ページ）

総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 57~p 58】
7 ※ 総合的な学習の時間における学習活動において、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合において、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。	※ 新規 ・ 肢体不自由児では、体験的な活動が乏しくなりがちで、自分自身で教科・科目で学んだことを探求的な活動として、あるいは問題解決的な学習として使っていくことが難しい場合が多い。そういう意味で、教科横断的に行う総合的な学習の時間に位置づけてあげることが特に大事である。 ・ しかし、例えば 修学旅行の実施をもって、総合的な学習の時間に替えることは出来ない。 ・ 総合的な学習の時間の活動をもって→特別活動の代替可 ・ 特別活動の活動をもって→ 総合的な学習の時間の活動の代替不可

3 第3款 知的障害である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

（第1章第2節第3款の1 高等部学習指導要領 103 ページ）

各教科等履修	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 60】
1 各学校においては、卒業までに履修させる下記2から4までに示す各教科及びその授業時数、道徳及び総合的な学習の時間の授業時数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。	・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等を行うことができる。 ・ 教育課程全部を置き換える場合には、道徳を行うことになる。（しかし、特設した道徳だけを指しているわけではなく、道徳の内容があることを押さえておく） ・ 道徳の内容は、「道徳の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基

	盤とし、さらに青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。」 ・ 小学校及び中学校に準ずる、目標及び内容を参考にしてください。
--	--

(第1章第2節第3款の1 (2) 高等部学習指導要領 103 ページ)

各教科に共通する各教科等	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 60】
(1) 外国語及び情報の各教科については、学校の生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。	・ 知的障害の教育課程に全部替えれば、必要に応じて外国語や情報は設けることができる。各教科の一部を替えるという場合、従来の規定の場合には基本的には外国語や情報をやることになっている。

4 第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

(第1章第2節第4款の1 高等部学習指導要領 105 ページ)

各教科に共通する各教科等	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 68】
1 教育課程の編成に当たっては、生徒の知的障害の状態、特性及び進路等に応じた、適切な各教科・科目(知的障害者・・・及び第6款において同じ)の履修できるようにし、このため多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるように配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。	・ 学校が多様な各教科・科目を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修することのできる。いわゆる生徒選択を教育課程の中に取り入れる必要がある。

(第1章第2節第4款の3 (3) 高等部学習指導要領 106 ページ)

個別の指導計画の作成	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 68】
(3) 各教科・科目等(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等・・・)の指導に当たっては、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指	・ 計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。「評価による改善が大事であるということ」強調している。

導の改善に努めること。

(第1章第2節第4款の3(5) 高等部学習指導要領 107 ページ)

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 75】
(4) ※ 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，学校の生徒や実態に応じ，必要がある場合には，例えば次のような工夫を行い，義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。	※ 新規 基本的には，必履修科目をやるということが原則です。一部を替えるとか下学年対応で考える場合はできない。

(第1章第2節第4款の3(4) 高等部学習指導要領 107 ページ)

道徳の全体計画の作成	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 76】
(5) 全教師が協力して道徳教育を展開するため，第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ，指導の方針や重点を明確にして，学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について，その全体計画を作成すること。	※新規 - 道徳教育の全体計画作成すること。 - 道徳教育について，肢体不自由教育の各教科の中でも道徳教育を考えていくことが重要です。

(第1章第2節第4款の3(6) 高等部学習指導要領 107 ページ)

交流及び共同学習	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 78】
(6) 学校がその目的を達成するため，地域や学校の実態等に応じ・・・(中略)特に，生徒の経験を広めて積極的な態度を養い，社会性や豊かな人間性をはぐくむために，学校の教育活動全体を通じて，高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的，組織的に行うとともに，地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。	- 特別支援学校や高等学校等が，それぞれの学校の教育課程に位置付けて障害のある者となない者が共に活動する交流及び共同学習は，障害のある生徒の経験を広め，社会性を養い，豊かな人間性を育てる上で，大きな意義を有しているとともに，双方の生徒にとって，意義深い教育活動であること。 - 特別支援学校の生徒と高等学校等の生徒との交流及び共同学習を計画的，組織的に行うことを位置付けた。 (計画的：年間指導計画等，組織的：校務分掌等)

(第1章第2節第4款の5(1) 高等部学習指導要領 108 ページ)

指導方法や指導体制の工夫改善	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 84】
(1) 学校の教育活動全体を通じて，個に応じた指導を充実するため，個別の指導計画に基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際，生徒の障害の状態や学習の進捗等を考慮して，個別指導を重視す	「個別の指導計画に基づき」と「教師の専門性を生かした協力的な指導」この二つが新しく入ってきた。 「個別の指導計画に基づき」では，個別の指導計画を活用すること。 「教師の専門性を生かした協力的な指導」では，

るとともに、授業形態や集団の構成の工夫、それぞれの**教師の専門性を生かした協力的な指導**などにより、学習活動が効果的に行われるようにすること。

それぞれの専門性を活用すること、生かすこと。

(第1章第2節第4款の5(2) 高等部学習指導要領 108 ページ)

重複障害者の指導	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 85】
(2) ※ 複数の種類の障害を併せ有する生徒(以下「重複障害者」という。)については、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。	※ 新規 ・ 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校、重複障害者は多いので、専門家の活用、教師の専門性の活用は重要です。

(第1章第2節第4款の5(10) 高等部学習指導要領 109 ページ)

訪問教育	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 93】
(10) ※ 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。	※ 新規 ・ 訪問教育の規定はあったが、訪問教育における指導の規定はなかった。今回訪問教育における指導の規定が入った。 ・ 指導内容・方法の工夫としては、例えば、教材・教具等の工夫、コンピュータや情報通信ネットワークの活用を通して、訪問するだけでなく考えていく。 ・ 指導体制の工夫では、訪問教育の担当者だけでなく、学校全体で訪問教育を充実させるよう校内体制を整備する。支える体制を考えていく。

(第1章第2節第4款の5(13) 高等部学習指導要領 109 ページ)

指導の評価と改善訪問教育	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 93】
(13) 生徒のよい点や 可能性 、進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。	・ 「可能性」を挿入した。 ・ 可能性というときに、肢体不自由のある生徒の場合、表現することに困難さがあるので、表出された言葉ばかりにとらわれると発展性つながらないことがある。 ・ 表出できないけれど、どのくらい理解しているか、方法を変えたと表出ができるようになるのではないかなどと、生徒の可能性を信じて関わるのが大事である。 ・ 一人の教師の評価では、限界があるので教師間の協力の基で評価を行うとか必要に応じて外部の専門家や保護者との連携が大事になる。

個別の教育支援計画の作成	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 97】
(16) 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、 個別の教育支援計画を作成 すること。	・ 「個別の教育支援計画を「何のために作成するのか」趣旨を理解してほしい ・ 「連携のための計画」、「連携して一貫した指導を行うための計画」であることを理解する。 ・ よりよい連携のためのツールであると理解する。

5 第2節第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

重複障害のうち、障害の状態により特に必要がある生徒の場合	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 108】
3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。 (1) 各教科・科目若しくは特別活動(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳若しくは特別活動)の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。この場合、実状に応じた授業時数を適切に定めるものとする。	・ 各教科等をやらなくていいのではなく、各教科・科目をやるというのが前提にある。 ・ その中で、障害により必要がある場合には替えることができる。 ・ 知的障害の場合は、まず知的障害の各教科に替え、その中でできるものはないかを検討し、できるものはする。

6 第2章第1節第2款 3肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

表現する力の育成	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 121】
(1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに表現する意欲を高めるとともに、生徒の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを 表現する力の育成 に努めること。	・ 体験的な活動を広げて意欲を高めることが大切。 ・ 言語活動や身体の動きに応じて表現する力の伸長に努めてほしい。 ・ 各教科通じて育成・体験的活動(観察や実験、見学や調査など自然体験や社会体験など)を通して ・ けっして表現する技術だけにはしない。 ・ 高等部として、様々な表現の仕方を経験する。 ・ 小中学部では言語発達、高等部では言語活動と言っている。

(第2章第1節第2の3 高等部学習指導要領 115 ページ)

指導内容の精選等	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 121】
(2) 生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導内容を適切に精選するとともに、発展的、系統的な指導ができるようにすること。	- 生徒の身体の動きやコミュニケーションの状態等から、学習に時間がかかること、自立活動の時間がかること、肢体不自由施設等において治療や機能訓練等が行われることから授業時間の制約される等によって指導内容を精選することが必要である。 - 指導内容の精選に当たっては、生徒一人一人の身体の動きの状態や生活経験の程度等の実態を的確に把握し、それぞれの生徒にとって、基礎的・基本的な指導内容は何かを、十分見極めることが大切である。 - 学習の偏りやむらが生じ、発展的、系統的な学習が妨げられないようにする。 - 高等部では、卒業後の自立に必要な知識・技能等を身に付けさせるための指導内容を重点的に取り上げるよう工夫することもある必要である。

(第2章第1節第2の3 高等部学習指導要領 115 ページ)

自立活動の時間における指導との関連	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 122】
(3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。	各教科・科目、特に、保健体育、芸術、家庭などの実践的・体験的な活動が中心となる各教科・科目には「体の動き」や「コミュニケーション」等に関するものが数多く含まれている。「身体の動き」や「コミュニケーション」等が困難な生徒に対して、各教科・科目における実践的・体験的な活動を展開する際にはその状態を改善・克服するように指導や援助を行うことが必要である。そのためには、自立活動の時間における指導と密接な関連を図り、学習効果を一層高めるよう配慮しなければならない。

(第2章第1節第2の3 高等部学習指導要領 115 ページ)

姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫	改訂のポイント、補足・説明【説明会資料 p 122】
(4) ※生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。	※ 新規 - 効果的な学習を行うためには学習時の姿勢に十分配慮することが重要である。学習活動に応じて適切な姿勢を保持することにより、不適切な姿勢による身体変形を予防するとともに、学習を効率的に進めることができる。したがって、学習活動に応じて生徒自らが、適切な姿勢や活動しやすい姿勢を考えたり、いすや机の位置や高さなどを調整したりできるように指導する。 - 脳性疾患等の生徒の場合には、課題を見て理解し

たり聞いて理解したりすることに困難がある場合がある。こうした場合、生徒の認知特性を考慮して、説明や教材の提示の仕方を工夫するとともに、課題を理解していることを確認することが大切である。

(第2章第1節第2の3 高等部学習指導要領 115 ページ)

補助用具や補助的手段，コンピュータ等の活用	改訂のポイント，補足・説明【説明会資料 p 122】
(4) 生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。	・ 補助用具の例として、歩行の困難な児童生徒については、つえ車いす、歩行器などが、また、筆記の困難な児童生徒については、筆記用自助具や筆記代替をするコンピュータ及び児童生徒の身体の動きの状態に対応した入出力機器などが挙げられる。 ・ 補助的手段の例としては、身振り、コミュニケーションボードの活用などが挙げられる。 ・ 肢体不自由のある生徒については、肢体不自由の状態それ自体の改善か補助用具や補助手段の活用かという問題が常に提起されるが、これは単に二者択一の問題ではなく、生徒の発達段階、身体の動きや意思の表出等の状態やその改善の見通し、学校卒業までの期間等を考慮して、どちらに重点をおけばよいか、専門の意思及びその他の専門家の指導・助言を得て、総合的に判断される必要がある。

Q 1 肢体不自由教育の準ずる教育課程の体育科の標準単位数 7～8 単位数難しい場合があるが、減単は可能か？

Q & A

A : 体育の充実を言われている中で体育の減単は考えられない。肢体不自由の生徒だからこそ、生涯にわたって必要な運動の指導があるのではないですか。内容の一部を欠くことができるし、むしろ大事な指導ですので減単はできない。

体育の時間の減単を自立活動の時間に替えることは、やはり体育科の目標と内容が、自立活動の目標と内容とは違うので考えられない。

高等部の段階を考えると社会の接点であり、自分が運動を楽しむということも大切である。このような観点からもそう簡単にいいとは言えません。